

随意契約理由書

【件名】仮設配水管緊急布設工事(北4号線)

本件は、忠岡北一丁目3番地先において、複数の住宅で水道水への異物漏出が確認されたため、仮設配水管の布設工事を行い、早急に水道水への異物漏出に対する懸念を解消するものである。

については、速やかに対応可能な者を調査したところ、大阪府建設工事入札参加者名簿に登録され、かつ、忠岡町上下水道工事業組合の組合員である泉北設備工業株式会社から機材及び労力ともに確保でき早急に対応できる旨の回答を得た。

よって、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号及び大阪広域水道企業団契約規程運用第11条関係第1項第4号により随意契約するものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条(同運用第13条関係第1項第7号)により省略。